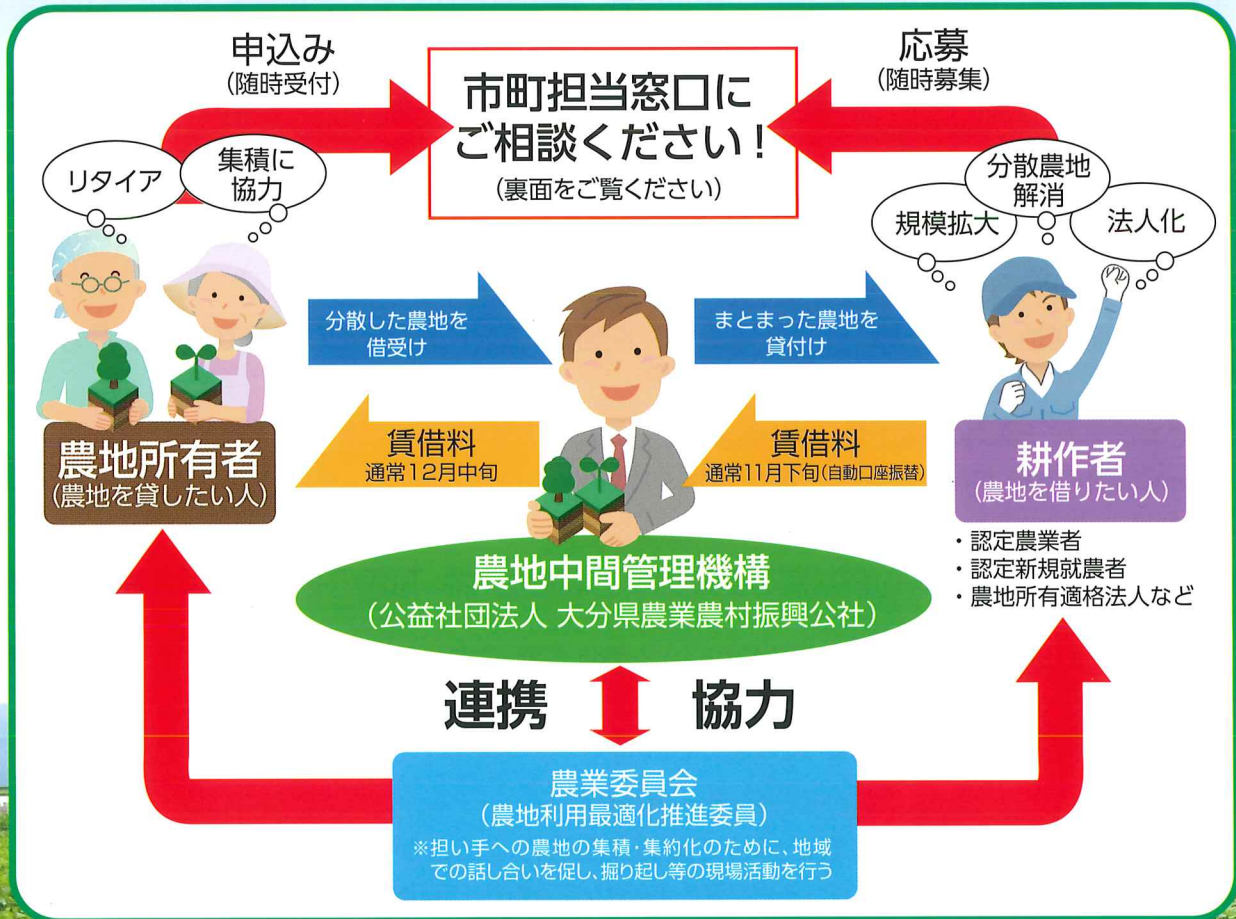


農地の貸し借りには 農地中間管理事業を活用しましょう

事業のしくみ



事業を活用するメリット

※「農地所有者」「耕作者」ともに、農地中間管理事業を活用する際の事務手数料は無料です

農地を貸したい方へ (農地所有者)

- ①賃借料は耕作者から機構が徴収し、機構が責任をもってお支払いします
- ②借入期間が過ぎたら、農地はお返しします (延長もできます)

農地を借りたい方へ (耕作者)

- ①まとまりのある農地を借り受けたり、他の耕作者と農地交換したりして、農作業の効率化が図れます
- ②農地所有者が多数でも、賃借料の支払先は機構に一本化されます
- ③農地所有者への賃借料の振込手数料は機構が負担します

大分県農地中間管理機構
(公益社団法人 大分県農業農村振興公社)



農地中間管理事業について

農地中間管理事業とは

県知事から指定を受けた農地中間管理機構(公益社団法人 大分県農業農村振興公社)が、地域内の分散した農用地等を借り受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮して、一定期間貸し付ける事業です

対象となる農用地等

- 市街化区域以外の農用地等
- 借受希望者の状況等から、貸付が確実に行われる見込みがある農用地等
- 再生不能と判断されている遊休農地等、著しく利用困難な農用地等でないこと

農地中間管理機構活用のメリット

1 農作業等の効率化（耕作者）

農地の集積集約化により、担い手はまとまった農地を耕作でき、農作業の効率を上げられます
また、賃借料は、支払い先が機構に一本化され、機構が責任をもって農地所有者に支払います

2 不安解消（農地所有者・耕作者）

一定期間、貸付けるまたは借受けることで、「農地所有者」「耕作者」とも将来の不安が解消されます

3 集積協力金（地域・農地所有者・耕作者）

要件を満たす「離農者」や「地域」には、国から集積協力金が交付されます

[※協力金の交付を受けるためには、要件を満たす必要があるため、下記の市町村担当課にご相談ください]

4 固定資産税の軽減（農地所有者）

所有する全農地（10a未満自作地は除く）を新たに、10年以上の期間で貸付けた方は、固定資産税が以下の期間中 1/2 に軽減されます

- ① 15年以上の期間で貸付けた場合には、5年間
- ② 10年以上 15年未満の期間で貸付けた場合には、3年間

[※詳細については、市町村の税務担当課にご相談ください]

5 相続税・贈与税の納税猶予（農地所有者）

農地等の相続税や贈与税の納税猶予を受けている場合には、所定の手続きを行えば猶予措置が継続されます

また、既に農地中間管理機構に貸付けている農地を相続または贈与する場合にも、納税猶予は適用されます

[※詳細については、お近くの税務署へご相談ください]

6 基盤整備が実施可能（農地所有者・耕作者）

耕作条件の悪いところは、必要に応じて基盤整備を行うことができます

[※基盤整備事業を実施するためには、要件を満たす必要があるため、市町村の基盤整備担当課にご相談ください]

7 活用実績で補助金配分（耕作者）

農地中間管理事業の活用実績により、農林水産省所管事業の補助金が優先配分されます

お問い合わせはこちらへ

※農地の売り買い(特例事業)は各市町村の農業委員会へお問い合わせください。

市町村農地中間管理事業担当課

管轄振興局	市町村名	直通(代表)番号	担当課名
東部	別府市	0977-21-1133	農林水産課
	杵築市	0978-62-1810	農林水産課
	国東市	0978-72-5167	農政課
	日出町	0977-73-3127	農林水産課
	姫島村	0978-87-2282	企画振興課
中部	大分市	097-574-6186	農政課
	臼杵市	0974-32-2220	農業委員会
	津久見市	0972-82-9514	農林水産課
	由布市	097-582-1293	農政課

管轄振興局	市町村名	直通(代表)番号	担当課名
南部	佐伯市	0972-22-4659	農政課
	竹田市	0974-63-4805	農政課
豊肥	豊後大野市	0974-22-1001	農業振興課
	日田市	0973-22-8211	農業振興課
	九重町	0973-76-3804	農林課
西部	玖珠町	0973-72-7164	農林課
	中津市	0979-22-1111	農政振興課
北部	豊後高田市	0978-25-6243	農業ブランド推進課
	宇佐市	0978-27-8155	農政課